

# 「審議まとめ」を踏まえた国における取組の推進方策（案）

令和 7 年 2 月時点

## 1 学校の設置者及び学校への理解促進策

- (1) 通知による周知（令和 7 年 2 月予定）
- (2) 都道府県等担当者会議での周知（令和 7 年度～）  
※学校安全だけでなく、コミュニティ・スクール担当者会議、フォーラムや教育委員会向け手引き等での周知
- (3) 学校安全における各種研修会での周知（令和 7 年度～）
- (4) 学校の設置者・学校向けの解説動画による周知（令和 7 年 3 月予定）

## 2 各取組の参考となる先行事例等の収集及び事例集による周知（令和 7 年度）

- (1) 各地の好事例を収集し、各学校が様々な実情に応じて参考としやすいよう工夫した事例集を作成し展開  
〔事例等の主な内容〕
  - ・コミュニティ・スクールや地域学校安全委員会等の仕組みを生かした学校安全に関する地域等との協議を実施している例
  - ・「学校安全の中核を担う教職員」を位置づけて実効的・持続的な運用を行っている例
  - ・管理職や学校安全の中核を担う教職員等に対する研修の例
  - ・セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れたモデル的な取組等
- (2) 教職課程を持つ大学等に対して過去に発生した学校における事件・事故等の事例等の情報を提供し、教職課程における学修の充実を促す

## 3 学校安全に関する資質能力向上に向けた研修会の開催（令和 7 年度～）

- (1) 校長等の管理職及び学校安全の中核を担う教職員向けの研修の充実  
※学校の負担軽減を図りつつ、効率的・効果的に学べる機会を提供する。また、国立・公立・私立学校問わず全ての学校が学べることを前提としつつ、オンライン・オンデマンド形式、ワークショップなどの実習・演習形式を組み合わせるなどの研修機会を提供していく。  
〔研修等に取り入れる主な内容〕
  - ・学校と保護者、地域、関係機関等が参加する会議等における学校安全に関する具体的な協議の手法
  - ・事故の未然防止、事故等発生時の対応など組織的な学校安全の取組
  - ・学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しの手法等

## 4 中央教育審議会（R6.8）において必要性が示された「新たな職」に向けた対応

- (1) 今後の動きを踏まえながら、必要な情報発信を行う